

# 人事行政の運営状況

凡例  
お問い合わせ(申込)先  
HP  
ホームページ  
Eメール  
アドレス

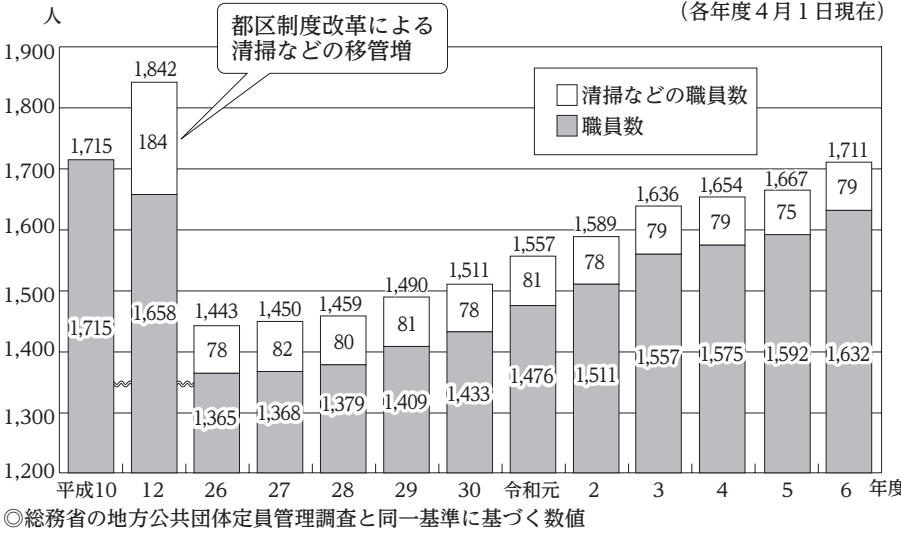
人事行政の運営における公平性および透明性を確保するため、「中央区人事行政の運営などの状況の公表に関する条例」に基づき、区職員の定数、給与、勤務条件などについて、その概要を区民の皆さんにお知らせします。

なお、詳しくは情報公開コーナーの「人事行政の運営状況」またはHPをご覧ください。  
☎職員課人事係  
☎(3546)5247  
▲区HP



## 職員の任免および職員数

### 1 職員数の推移



### 2 部門別職員数

区分	部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年度	令和6年度		
一般行政部門	議会	14人	14人	0人	
	総務・企画	306人	317人	11人	晴海特別出張所開設などによる増
	税務	51人	51人	0人	
	民生	535人	554人	19人	子育て支援関連事務増などによる増
	衛生	248人	259人	11人	晴海保健センター開設などによる増
	労働	0人	1人	1人	新規派遣による増
	農林水産	0人	0人	0人	
	商工	18人	18人	0人	
	土木	211人	216人	5人	再開発事務増などによる増
	小計(A)	1,383人(29人)	1,430人(28人)	47人(△1人)	
特別行政部門	教育(B)	248人(5人)	244人(1人)	△4人(△4人)	会計年度任用職員活用などによる減
	普通会計(C=A+B)	1,631人(34人)	1,674人(29人)	43人(△5人)	
公営企業等会計部門	国民健康保険事業・介護保険事業会計等(D)	38人(1人)	39人(1人)	1人(0人)	欠員補充による増
	合計(C+D)	1,669人(35人)	1,713人(30人)	44人(△5人)	

●職員数は一般職に属する職員で、休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員(パートタイム)を除く。  
◎( )内は、暫定再任用短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員(令和5年度は暫定再任用短時間勤務職員のみ)であり、外書きである。  
◎( )内は、暫定再任用短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員であり、外書きである。  
◎構成比は級ごとに算出し四捨五入しているため、計とは一致しない。

### 3 一般行政職の級別職員数の状況

区分	令和6年4月1日現在							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
標準的な職務内容	係員	主任	係長・主査	課長補佐	課長	部長		
職員数	478人(3人)	221人(9人)	198人(0人)	53人(0人)	50人(0人)	18人(0人)	1,018人(12人)	
構成比	47.0%(25.0%)	21.7%(75.0%)	19.4%(0.0%)	5.2%(0.0%)	4.9%(0.0%)	1.8%(0.0%)	100%(100%)	
参考	1年前の構成比	46.6%	22.2%	19.2%	5.3%	5.1%	1.6%	100%
	5年前の構成比	43.2%	23.7%	20.6%	4.7%	5.8%	2.0%	100%

◎「中央区職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数  
◎標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務  
◎( )内は、暫定再任用短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員であり、外書きである。  
◎構成比は級ごとに算出し四捨五入しているため、計とは一致しない。

### 4 職員の採用状況

区分	事務系	福祉系	一般技術系・医療技術系	技能系	幼稚園教育職員	合計
採用者数	58人	33人	21人	14人	3人	129人

### 5 障害者の雇用状況 (令和6年6月1日現在)

障害者数	51.0人
雇用率	2.81%

◎「障害者の雇用の促進等に関する法律」第40条に基づく任免状況の通報様式に基づく数値  
◎平成22年7月の法改正により、短時間勤務職員(0.5人で算定)も対象内  
◎令和4年の法改正により、法定雇用率が現行の2.6%から、令和6年4月からは2.8%、令和8年7月からは3.0%と段階的に引き上げられる。特別区においては昭和56年の区長会申し合わせにより各区3%の目標雇用率が設定されており、その達成に努めている。

### 6 一般職員の事由別退職者数

事由	定年退職	勲奨退職	普通退職	その他(傷病・死亡)	合計
人数	0人	6人	59人	1人	66人

◎交流退職・任期満了・臨時的任用教員を除いた人数

## 職員の人事評価の状況

能力、実績に基づく人事管理の徹底、職員の士気向上および人材育成などを行うため、全職員を対象に人事評価を実施しています。評価は職員の自己申告などを基に行われます。

### (1) 評価期間

幹部職員：4～3月  
一般職員：1～12月

### (2) 評価内容

評価の区分は「能力評価」、「業績評価」および「総合評価」です。  
能力評価：職務遂行の過程において発揮された能力を客観的に評価するもので、評価項目は標準職務遂行能力(職務を遂行する上で発揮することが求められる職層ごとの能力)に基づいて設定します。  
業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標に対する成果と、その他の設定目標以外の取り組みを含めて、担当業務全体の業績を客観的に評価します。

総合評価：能力・業績の両面から総合的に評価します。

### (3) 評価方法

評価は各項目ごとに5段階で行われます。

評価者	項目別評価	総合評価
第1次評価者	5段階絶対評価	5段階絶対評価
第2次評価者	5段階絶対評価	5段階絶対評価
		5段階相対評価

### (4) 人事評価の活用範囲

人事評価の結果は給与(昇給、勤勉手当の成績率)、任用(採用、昇任など)、分限(免職、降任、降給)および配置管理などに活用されます。

## 職員の給与の状況

### 1 人件費の状況

住民基本台帳人口(R6.4.1)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)4年度の人件費率
181,845人	161,807,893千円	2,396,150千円	15,817,769千円	9.8%	12.2%

◎総務省の地方財政状況調査と同一基準に基づく数値  
◎人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含む。

### 2 職員給与費の状況

職員数(A)(R5.4.1)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,629人(35人)	5,038,460千円	2,173,036千円	2,460,887千円	9,672,383千円	5,938千円

◎職員手当に退職手当は含まない。  
◎職員数の( )内は、暫定再任用短時間勤務職員であり、外書きである。  
◎給与費は総務省の地方財政状況調査と同一基準に基づく数値で、暫定再任用短時間勤務職員分を含む。  
◎1人当たりの給与費の数値は、上記Bを暫定再任用短時間勤務職員を含まない人数で除したものの。

### 3 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
287,654円	432,392円	37.8歳	262,462円	360,469円	48.8歳

◎総務省の地方公務員給与実態調査と同一基準に基づく数値  
◎平均給与月額とは、給料に職員手当(期末・勤勉手当、退職手当を除く)を加えた平均月額  
◎平均年齢は、年数で記載し10進法で計算したもの。

### 4 昇給の状況

区分	職員数(A)	代表的な職種	
		一般行政職	技能労務職
令和6年度	1,654人	984人	150人
	昇給区分A(6号昇給)又は昇給区分B(5号昇給)に決定された職員数(B)	459人	42人
	比率(B/A)	27.8%	28.0%

◎昇給の状況に係る職員数は、一般職に属する職員数から暫定再任用フルタイム勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員および区費負担指導主事を除いたもの。  
◎総職員には、一般行政職・技能労務職の他、医療職などを含む。

### 5 主な職員手当の状況

区分	中央区		国	
	令和5年度支給割合	期末手当 2.40月分 (1.35月分)	期末手当 2.25月分 (1.10月分)	期末手当 2.45月分 (1.375月分)
勤勉手当				勤勉手当 2.05月分 (0.975月分)
退職手当	令和6年4月1日現在(支給率)	自己都合	勲奨・定年	自己都合
	勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.670月分
	勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.040月分
	勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.758月分
	最高限度額	39.75月分	47.70月分	47.709月分
	1人当たり平均支給額	4,667千円	20,884千円	-

◎期末手当・勤勉手当の( )内は、暫定再任用職員および暫定再任用短時間勤務職員の支給割合  
◎退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

時間外勤務手当	(令和5年度)	
	支給総額	職員1人当たり支給年額
	654,113千円	465千円

### 6 特別職の報酬などの状況

区分	区長	副区長	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬	1,155,000円	926,000円	827,000円	933,000円	792,000円	613,000円
期末手当	令和5年度支給割合			3.50月分		



### ● 職員の服務、勤務時間、分限および懲戒処分 ●

#### 1 一般職員の勤務時間など

職員の勤務時間などについては、「中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」で定められています。職員に割り振られている主な勤務形態は次のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間	週休日
本庁	38時間45分		午前8時30分～午後5時15分	日曜日および土曜日
【交代制勤務の例】 保育園	4週間を通じて1週間について平均38時間45分	7時間45分	①午前8時～午後4時45分 ②午前9時55分～午後6時40分など	日曜日および4週間を通じて4日

◎本庁のうち水曜日の窓口延長を行っている職場は午前10時30分～午後7時15分まで勤務する職員がいる。  
◎施設の閉館日・閉館時間帯・職務の性質などにより交代制勤務を行っている職場がある。

#### 2 一般職員の年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、職員の請求する時季に与えられる休暇です。

[日数] 一会計年度について20日とし、4月1

日に付与されます。

その年度に使用しなかった日数がある場合には、20日を限度に翌年度に限り繰り越すことができます。

対象人数	平均取得日数
1,525人	16.1

◎幼稚園教育職員を除いた人数

#### 3 育児休業、部分休業および配偶者同行休業の取得状況

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進することを目的として、3歳に満たない子を養育するための休業制度です。

部分休業は、勤務を中断することなく、育児と仕事の継続および両立が図れるよう、小学校就学前までの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。

[時間] 勤務時間の始めまたは終わりに、1日を通じて2時間の範囲内

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な職員が外国で勤務などをとする配偶者と外国において生活を共にするため、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことができる休業制度です。

[期間] 3年以内

(令和5年度)

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	配偶者同行休業取得者数
男性職員	21人	2人	0人
女性職員	92人	42人	0人
計	113人	44人	0人

◎当該年度に育児休業・部分休業および配偶者同行休業を取得した職員数  
◎前年度から引き続き取得している職員を含む。

#### 4 職務専念義務の免除制度

職員が守るべき基本的な義務として、職務に専念する義務が「地方公務員法」に規定されています。その特例として、研修、職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合、職務上の講演・聴講・受験、妊娠中および出産後の女子職員の休養などについて任命権者の承認を得たときは、条例などにより職務に専念する義務が免除されます。

#### 5 職員の分限および懲戒処分

職員が一定の事由により、その職務を十分に果たせない場合などに、休職、降任などの分限処分を行います。また、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合に、免職、停職、減給などの懲戒処分を行います。

(令和5年度)

懲戒処分				分限処分	
戒告	減給	停職	免職	休職	免職
2人	0人	1人	0人	44人	0人

#### 6 勤務条件に関する措置要求の状況

措置要求とは、公務員には労働基本権の一部が制限されているため、その代償措置として設けられているもので、給料、勤務時間、執務環境などに不服がある場合、人事委員会に対し審査などを要求する制度です。

前年度からの継続事案数(A)	令和5年度要求事案数(B)	完結件数(C)	翌年度継続件数(A+B-C)
0件	0件	0件	0件

#### 7 不利益処分に関する審査請求の状況

審査請求とは、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員が、人事委員会に対して、審査請求をすることができる制度です。

前年度からの継続事案数(A)	令和5年度要求事案数(B)	完結件数(C)	翌年度継続件数(A+B-C)
0件	0件	0件	0件

### ● 職員の退職管理の状況 ●

#### 1 対象者

令和6年8月末日までに、「中央区職員の退職管理に関する条例」第3条に規定する届け出を行った者(ただし、すでに公表した者は除く)

#### 2 再就職状況

離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
企画部長	令和6年3月31日	令和6年4月1日	一般社団法人中央区観光協会	事務局長(4月1日から6月18日まで事務局長次長)
環境土木部中央清掃事務所長			一般財団法人中央区都市整備公社	まちづくり事業部長
都市整備部建築課長			東京都防災・建築まちづくりセンター	まちづくり推進部まちづくり推進課耐震担当課長

### ● 職員の研修の状況 ●

(令和5年度実施分)

研修種別	実施内容	回数	延べ人数
職層研修	新任・現任・主任・係長など職層ごとに実施した研修	93回	1,117人
実務・専門研修	文書・財務・法律などの実務能力の向上を目的とした研修	88回	313人
特別研修	異業種体験研修などの特別に実施した研修	103回	794人
派遣研修	国や東京都などが実施する研修	94回	148人
合計		378回	2,372人

### ● 職員の福祉および利益の保護 ●

#### 1 福利厚生の概要

区の福利厚生事業は、法律で定めている法定事業と、事業主として実施している法定外のものとに分けられます。

法定	共済制度	東京都職員共済組合 公立学校共済組合
	公務災害補償制度	公務災害補償
法定外	安全衛生管理	健康診断・健康相談(一部法定外)
		安全管理
		職場環境衛生
法定外	職員住宅	職員住宅
	互助制度	特別区職員互助組合 中央区職員互助会

#### 2 共済組合

職員とその家族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されており、短期給付事業、長期給付事業および福祉事業などを行っています。共済組合で行う事業に必要な経費は、短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の各事業ごとに定められ、組合員と地方公共団体とで負担しています。

#### 3 公務災害補償

(令和5年度)

公務災害	通勤災害	計
20件	5件	25件

職員が公務上の災害や通勤による災害に対して「地方公務員災害補償法」などにに基づき損害を補償し、必要な福祉事業を行っています。

#### 4 安全衛生管理

##### (1)安全衛生管理体制

職員の安全と健康を確保し、健康障害を防止するため、「労働安全衛生法」などに基づき、安全衛生管理者などを選任するとともに、職員の安全および衛生に関する事項を調査審議する安全衛生委員会を設置しています。

##### (2)健康診断

「労働安全衛生法」や行政指導などにより各種健康診断を行っています。

主な健康診断の受診状況

(令和5年度)

種別	対象者 人数(A)	受診者		
		受診者(B)	受診率(B/A)	
定期健診	2,004人	1,969人	98.3%	
情報機器作業従事者健診	570人	474人	83.2%	
消化器検診	胃部	1,348人	470人	34.9%
	大腸がん	1,348人	754人	55.9%
婦人科検診	子宮がん	1,270人	827人	65.1%
	乳がん	352人	253人	71.9%

◎会計年度任用職員を含み、幼稚園教育職員などを除いた人数

◎情報機器作業従事者健診は、コンピューターなどを用いた作業を行う職員を対象に実施

##### (3)ストレスチェック

(令和5年度)

「労働安全衛生法」に基づき、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するために行っています。

対象者数	受検者数	受検率
2,002人	1,549人	77.4%

◎会計年度任用職員を含み、幼稚園教育職員などを除いた人数

#### 5 職員住宅

職員の福利厚生の増進を図るとともに、地震災害などの非常事態が発生した場合に必要な災害対策要員を確保するために設置しています。

- ・設置箇所：9カ所
- ・戸数：109戸(内訳)世帯用68戸、単身用41戸

#### 6 互助制度

##### (1)特別区職員互助組合

特別区の職員などの相互共済および福利厚生の向上を図ることを目的として設置されており、「保険」「ライフプラン」などの事業を行っています。互助組合で行う事業に必要な経費は、職員が負担する組合費(給料月額1.7/1000)と各種保険の事務手数料などの事業収入で運営されています。

##### (2)中央区職員互助会

職員の相互扶助、親睦および福利厚生の向上を図ることを目的として設置された団体で、会員数は、令和6年4月1日現在で2,179人です。

凡例  
お問い合わせ(申込)先  
HP  
ホームページ  
Eメールアドレス